

# 徳島大学大学院社会産業理工学研究部総合技術センターの業務依頼に関する申合せ

平成29年4月1日  
大学院社会産業理工学研究部  
総合技術センター長制定

## 1 趣旨

この申合せは、徳島大学大学院社会産業理工学研究部総合技術センター規則第19条の規定に基づき、徳島大学大学院社会産業理工学研究部総合技術センター（以下「センター」という。）が受託する業務に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務依頼

センターに業務を依頼しようとするときは、電子申請により、業務を依頼するものとする。

## 3 課金対象業務

センターの業務のうち、各研究室の教育研究に係るものは課金の対象とする。ただし、次の各号に掲げる業務は除くものとする。

- (1) 徳島大学大学院社会産業理工学研究部の理工学域及び生物資源産業学域並びに関連する学部等（以下「研究部等」という。）に係る学生実験・実習の補助及び学生実験・実習に付随する業務
- (2) その他センター長が特に必要と認める業務

## 4 課金の単価

- (1) 課金対象業務により生じる課金の単価は、業務担当者一人あたり1時間100円とし、予算の振替により徴収する。ただし、合計時間数に端数が生じた場合は、その時間数を切り上げるものとする。
- (2) 前号に規定する予算の振替は、経理区分単位で、原則として次に掲げる時期に行う。
  - イ 第Ⅰ期（4月1日～9月30日）・・・第Ⅰ期終了後の11月
  - ロ 第Ⅱ期（10月1日～3月31日）・・・第Ⅱ期終了後の5月

## 5 その他

この申合せに定めるもののほか、業務依頼に関し必要な事項は、センター運営委員会がその都度定める。

### 附 則

- 1 この申合せは、平成29年4月1日から実施する。
- 2 総合科学部総合理数学科及び社会創生学科並びに工学部に係る業務の課金の取り扱いについては、なお従前の例による。
- 3 第5項第4号の経理区分については、予算制度が大学院社会産業理工学研究部に移管されるまでの間、なお従前の例による。

### 附 則

この申合せは、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和4年10月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和7年7月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和8年4月1日から実施する。